京都市都市公園条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成２４年１０月２６日

京都市長　門　川　大　作

京都市規則第 ３５ 号

京都市都市公園条例施行規則の一部を改正する規則

京都市都市公園条例施行規則の一部を次のように改正する。

別表３備考以外の部分中

「

吉　祥　院　公　園　球　技　場	２００

を

」

「

吉　祥　院　公　園　球　技　場	２００
下　鳥　羽　公　園　球　技　場	２００

に

」

改める。

附　則

この規則は，公布の日から施行する。

（文化市民局市民スポーツ振興室スポーツ企画担当）